

現任研修の受講時期について

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修(7日間)を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。令和元年度に初任者研修を修了した方で、令和7年度から令和11年度までの間、相談支援専門員として従事するためには、令和2年度から令和6年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

(例) 令和元年度初任者研修修了者

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
例1	初任者研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修修了	1年目 …
例2	初任者研修修了	1年目	2年目	現任研修修了	4年目	5年目	1年目	現任研修修了	3年目	4年目	5年目	1年目 …
例3	初任者研修修了	現任研修修了	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修修了	1年目 …

※相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講者であって、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事する場合は、相談支援従事者現任研修の修了は必要ありません。